

通達甲（交・執・情）第1号

平成7年1月24日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

警視庁交通管制センター運営規程の制定について

〔沿革〕平成12年3月通達甲（副監・総・企・組）第4号

13年6月同第20号

15年8月同（交・執・計）第14号改正

17年9月同（副監・総・企・組）第21号

このたび、警視庁交通管制センター運営規程（平成7年1月24日訓令甲第3号。以下「規程」という。）が制定され、平成7年2月1日から施行されることとなったので、運用上誤りのないようになされたい。

記

第1 制定の趣旨

首都交通の安全と円滑の確保、ドライバーのニーズに応じた交通情報の提供及び各種警察活動への支援活動を推進するために、交通管制システムが刷新され、交通執行課の付置機関として「警視庁交通管制センター」を設置することに伴い、新たに規程を制定し、交通管制センターの業務の適正かつ効果的な運営を図るものである。

第2 制定の要点

- 1 交通管制センター所長の責務が定められた。
- 2 交通管制センターの見学に対する措置等について定められた。
- 3 交通管制センター所員の勤務制が定められた。

第3 運用上の留意事項

1 業務（第3条）

道路交通渋滞や自動車の排気ガスによる大気汚染は、都民の日常生活や経済活動に深刻な影響を与えており、これを改善するには、交通流の管理及び調整並びにドライバーに対する正確かつきめ細やかな交通情報の提供により、交通の分散・誘導及び自動車利用の抑制を図り、交通流を円滑にする必要がある。

交通管制センターは、正に、これに因ずるために刷新されたものであるから、業務の推進に当たっては、交通管制システムが持つ機能を十分に発揮させて能動的かつ先行的に交通渋滞解消に係る諸対策を実施し、道路交通の安全と円滑及び道路利用者の利便に資することに努めるものとする。

2 特異事案の速報（第7条）

重要特異な交通障害事案等とは、次に掲げるもので、社会的反響が大きく、かつ、交通渋滞を生ずる等他の交通に著しい影響を与え、処理に長時間を要するものをいう。

- (1) 交通事故の当事車両又は死傷者が多数で、実況見分等のために、車線を通行止めにするもの
- (2) 車両の横転又は積載物の流失若しくは落下のために、車線を通行止めにするもの
- (3) 道路陥没、いつ水等により、車線を通行止めにするもの
- (4) 前記(2)の流失物又は落下物が、有害性又は引火性のある危険物であり、広範囲に交通規制を実施するもの
- (5) ガス爆発、火災等の災害の発生により、広範囲に交通規制を実施するもの
- (6) その他事故、事件（立てこもり事件等）の発生により、広範囲に交通規制を実施するもの

3 見学の受付等（第9条）

- (1) 交通管制センター所長は、総務部広報課と見学に関する調整、統計等について連絡を密にし、適正に処理するものとする。
- (2) 交通管制センター所長は、総務部企画課に見学者の団体・機関名、引率責任者、人員、来庁時間等を事前連絡するとともに、庁舎受付勤務員から見学者来庁の連絡があった場合は、速やかに対応するなど、適正な処理に努めるものとする。

4 内規

交通管制課長は、交通管制センターの運営に関する必要な事項について、内規を定めることができる。